

吸収合併に関する事後開示書面
(吸収合併に関する事後備置書面)

令和6年1月4日

株式会社TBK

令和6年1月4日

東京都町田市南成瀬四丁目21番地1
株式会社TBK
代表取締役 尾方 馨

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、令和5年9月26日付で東京精工株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和6年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東京精工株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

第1. 吸収合併が効力を生じた日

令和6年1月1日

(会社法施行規則第200条第1号)

第2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続き及び会社法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続きの経過

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過
該当事項はありません。
- (2) 会社法第785条の規定による手続きの経過
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
- (3) 会社法第787条の規定による手続きの経過
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続きの経過
吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、

令和5年11月13日付の官報及び令和5年11月13日付の電子公告において、本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

(会社法施行規則第200条第2号)

第3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続き及び会社法第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、債権者に対し、令和5年11月13日付の官報及び令和5年11月13日付の電子公告において、本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

(会社法施行規則第200条第3号)

第4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

(会社法施行規則第200条第4号)

第5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

(会社法施行規則第200条第5号)

第6. 会社法第921条の変更の登記をした日

本合併による当社の変更登記申請及び吸収合併消滅会社の解散登記申請は、令和6年1月4日に行いました。

(会社法施行規則第200条第6号)

第7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項該当事項はありません。

(会社法施行規則第200条第7号)

以上

吸収合併に関する事後開示書面
(吸収合併に関する事後備置書面)

令和6年1月4日

株式会社TBK

令和6年1月4日

東京都町田市南成瀬四丁目21番地1
株式会社TBK
代表取締役 尾 方 馨

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、令和5年9月26日付でティービーアール株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和6年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ティービーアール株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

第1. 吸収合併が効力を生じた日

令和6年1月1日

(会社法施行規則第200条第1号)

第2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続き及び会社法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、令和5年11月13日付の官報及び令和5年11月13日付の電子公告において、本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

(会社法施行規則第200条第2号)

第3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続き及び会社法第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

当社において、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、債権者に対し、令和5年11月13日付の官報及び令和5年11月13日付の電子公告において、本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期間内に本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

(会社法施行規則第200条第3号)

第4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

(会社法施行規則第200条第4号)

第5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

(会社法施行規則第200条第5号)

第6. 会社法第921条の変更の登記をした日

本合併による当社の変更登記申請及び吸収合併消滅会社の解散登記申請は、令和

6年1月4日に行いました。

(会社法施行規則第200条第6号)

第7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項該当事項はありません。

(会社法施行規則第200条第7号)

以上

【別紙】

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

令和 5年 9月26日

株式会社T B K

東京精工株式会社

令和5年9月26日

東京都町田市南成瀬四丁目21番地1
株式会社TBK
代表取締役 尾方 馨

福島県石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前393番の1
東京精工株式会社
代表取締役 滝口 利久

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社TBK（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び東京精工株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社間で令和5年9月26日付吸収合併契約書を締結し、令和6年1月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

第1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。

(会社法第782条第1項第1号、同法第794条第1項)

第2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

(会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号)

第3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

第4．吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第3号、同規則第191条第2号)

第5．計算書類等に関する事項

1．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

2．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(会社法施行規則第182条第1項第4号、同規則第191条第3号及び第5号)

第6．本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

(会社法施行規則第182条第1項第5号、同規則第191条第6号)

第7．事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

(会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号)

以上

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

令和 5年 9月26日

株式会社T B K

ティービーアール株式会社

令和5年9月26日

東京都町田市南成瀬四丁目21番地1
株式会社TBK
代表取締役 尾方 馨

山形県鶴岡市宝田一丁目11番16号
ティービーアール株式会社
代表取締役 佐藤 勉

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社TBK（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及びティービーアール株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社間で令和5年9月26日付吸収合併契約書を締結し、令和6年1月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

第1. 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。

(会社法第782条第1項第1号、同法第794条第1項)

第2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

(会社法施行規則第182条第1項第1号、同規則第191条第1号)

第3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

第4．吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(会社法施行規則第182条第1項第3号、同規則第191条第2号)

第5．計算書類等に関する事項

1．吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

2．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙3のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(会社法施行規則第182条第1項第4号、同規則第191条第3号及び第5号)

第6．本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

(会社法施行規則第182条第1項第5号、同規則第191条第6号)

第7．事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

(会社法施行規則第182条第1項第6号、同規則第191条第7号)

以上



吸収合併契約書

株式会社TBK（以下「甲」という。）、東京精工株式会社（以下「乙」という。）及びティービーアール株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

- 1 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併することとし、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する（以下「甲乙合併」という。）。
- 2 甲及び丙は、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社として合併することとし、甲は丙の権利義務の全部を承継して存続し、丙は解散する（以下「甲丙合併」といい、甲乙合併と併せて以下「本合併」という。）。
- 3 本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、次のとおりである。

甲：本合併における吸収合併存続会社

商号 株式会社TBK

本店 東京都町田市南成瀬四丁目21番地1

乙：甲乙合併における吸収合併消滅会社

商号 東京精工株式会社

本店 福島県石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前393番地の1

丙：甲丙合併における吸収合併消滅会社

商号 ティービーアール株式会社

本店 山形県鶴岡市宝田一丁目11番16号

第2条（効力）

本契約の解釈及び効力においては、甲乙合併と甲丙合併を別個に検討し、一方の合併の効力は、他方の合併の効力に影響しないものとする。

第3条（合併に際して甲が交付する合併対価）

- 1 甲は、甲乙合併において、乙の株主に対して一切の対価を交付しないものとする。
- 2 甲は、甲丙合併において、丙の株主に対して一切の対価を交付しないものとする。

第4条（増加すべき資本金及び準備金等）

- 1 甲は、甲乙合併において、甲の資本金及び資本準備金の額を増加しないものとし、剰余金の額等に関する事項は会社計算規則に従い、甲が定める。
- 2 甲は、甲丙合併において、甲の資本金及び資本準備金の額を増加しないものとし、剰余金の額等に関する事項は会社計算規則に従い、甲が定める。

第5条（効力発生日）

- 1 甲乙合併の効力発生日は、令和6年1月1日とする。ただし、同日までに本合併に必要な手続きを遂行できないときは、甲乙間の協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。
- 2 甲丙合併の効力発生日は、令和6年1月1日とする。ただし、同日までに本合併に必要な手続きを遂行できないときは、甲丙間の協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第6条（合併承認決議）

- 1 甲及び乙は、本合併の効力発生日の前日までに、それぞれの権限を有する機関において、本契約の承認及び甲乙合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲乙合併の手の続の進行に应じ必要あるときは、甲及び乙が協議のうえ、この期日を変更することができる。
- 2 甲及び丙は、本合併の効力発生日の前日までに、それぞれの権限を有する機関において、本契約の承認及び甲丙合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲丙合併の手の続の進行に应じ必要あるときは、甲及び丙が協議のうえ、この期日を変更することができる。

第7条（純資産額の算定基準日）

- 1 甲乙合併における会社法施行規則第196条に定める甲の純資産額の算定基準日は、令和5年9月30日とする。
- 2 甲丙合併における会社法施行規則第196条に定める甲の純資産額の算定基準日は、令和5年9月30日とする。

第8条（権利義務の承継）

- 1 第5条第1項の効力発生日において、甲は、乙が所有する一切の資産、負債及び権利義務を引き継ぐ。
- 2 第5条第2項の効力発生日において、甲は、丙が所有する一切の資産、負債及び権利義務を引き継ぐ。

第9条（会社財産の善管注意義務）

- 1 甲及び乙は、本契約締結後、甲乙合併の効力発生日の前日までの間に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務執行及び財産の管理を行い、その資産、負債及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙間で協議して合意のうえ、これを実行する。
- 2 甲及び丙は、本契約締結後、甲丙合併の効力発生日の前日までの間に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務執行及び財産の管理を行い、その資産、負債及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲丙間で協

議して合意のうえ、これを実行する。

第10条（解散費用）

第5条第1項及び同条第2項の効力発生日以降、乙及び丙の解散手続きのために要する費用は、すべて甲の負担とする。

第11条（合併により選任すべき役員の氏名）

本合併に伴い、新たに甲の取締役及び監査役を選任する場合は、別途定める。

第12条（従業員の処遇）

- 1 甲は、第5条第1項の効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、勤続年数については、乙におけるそれぞれの勤続年数を引き継ぐものとし、その他の取扱いについては、別途、甲乙間で協議のうえこれを決定するものとする。
- 2 甲は、第5条第2項の効力発生日において、丙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、勤続年数については、丙におけるそれぞれの勤続年数を引き継ぐものとし、その他の取扱いについては、別途、甲丙間で協議のうえこれを決定するものとする。

第13条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

- 1 甲及び乙は、本契約締結の日から第5条第1項に定める効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動を生じさせる事由が発生した場合には、甲乙間で協議のうえ、本契約に定める条件のうち甲乙合併に関するものを変更し又は本契約のうち甲乙契約に関する部分を解除することができる。
- 2 甲及び丙は、本契約締結の日から第5条第2項に定める効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は丙の資産状態又は経営状態に重大な変動を生じさせる事由が発生した場合には、甲丙間で協議のうえ、本契約に定める条件のうち甲丙合併に関するものを変更し又は本契約のうち甲丙契約に関する部分を解除することができる。

第14条（合併契約の条件及び効力）

- 1 本契約のうち甲乙合併に関する部分は、甲乙合併に関する甲若しくは乙の合併承認決議又は法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。ただし、この場合、甲丙合併の効力に影響を与えない。
- 2 本契約のうち甲丙合併に関する部分は、甲丙合併に関する甲若しくは丙の合併承認決議又は法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。ただし、この場合、甲乙合併の効力に影響を与えない。

㊦
TBK

㊦
TSK

㊦
TBR

第 15 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲、乙及び丙が協議のうえ、これを決定する。

（以下、余白）

㊦
TBK

㊦
TSK

㊦
TBR

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙丙それぞれ記名捺印のうえ、甲が原本を保有し、乙及び丙がその写しを保有する。

以上

令和5年9月26日

(存続会社 甲)

東京都町田市南成瀬四丁目21番地1

株式会社TBK

代表取締役 尾方 馨



(消滅会社 乙)

福島県石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前393番地の1

東京精工株式会社

代表取締役 滝口 利久



(消滅会社 丙)

山形県鶴岡市宝田一丁目11番16号

ティービーアール株式会社

代表取締役 佐藤 勉





【別紙2】

第 5 7 期 報 告 書

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
監 査 役 監 査 報 告 書

東 京 精 工 株 式 会 社

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、徐々に規制が緩和され経済活動が正常化しつつあるものの、ウクライナ情勢の悪化の影響等による世界的な資源価格の高騰、さらには欧米との金利差拡大を主因とする急激な円安の進行に伴い、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループの関連するトラック製造業界は、世界的な半導体不足など部品不足による生産遅れの影響で供給が滞ったことにより、普通トラック（積載量4トン以上）の国内登録台数は、55,042台と前年度比28.8%の減少となりました。一方で、アセアン向けを中心とした輸出は、回復基調にあり堅調に推移いたしました。他方で、中国では新型コロナウイルス感染再拡大に伴う経済活動の抑制の影響等により、厳しい状況が続きました。

このような環境の下、当社が取り組んだ主な施策・活動は以下のとおりです。

① 継続的な品質改善

お客様の信頼を得るための不具合品流出防止、加工不良率の低減、真因追究の徹底に取り組みました。

② 競争力・利益率の向上

売上高を拡大すべく、コマツ様向けの新規製品を受注いたしました。また、直接・間接生産性の向上をはかるべく合理化改善活動を継続し、製造原価低減の取り組みとして「Challenge700活動」を進めました。一方、不安定な受注に対応する人件費の増加や電力料値上げなどの負担増により、結果、当期の収益確保は厳しいものとなりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,499百万円（前年度比6.5%減）となり、営業利益は8百万円の損失（前年度比104.2%減）となりました。また、経常利益につきましては、17百万円（前年度比91.7%減）を計上する結果となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は217百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

コマツ新規ラインNC旋盤、ホブ盤、SV盤、ギヤシェーパー

その他、水ポンプ加工・組立設備の品質向上、合理化等の投資

② 当事業年度中に実施した主要な固定資産の売却、撤去、減失

遊休資産・未利用資産の廃却および売却

(3) 対処すべき課題

当社は、TBKグループの方針である、「15次中期経営計画(Challenge to the future～未来への挑戦～)」および「2023年度業務運営方針」に基づき、「企業価値の向上」「新領域への挑戦」「ESG経営の取組み」を方針に掲げ、更なる収益力の強化と企業価値の向上を目指します。

① 企業価値の向上

国内3社統合完了に向けた整備を進めるとともに、生産の最適化実行に向けて収益力の強化をはかるべく、GEAR・熱処理・加工技術など既存技術を活かし売り上げを拡大していきます。また、人材の確保・定着率向上と育成をはかるべく適正な正社員比率への向上に努め、女性監督者の育成・登用に向けて取り組んでまいります。

② 新領域への挑戦

スマートファクトリーへの挑戦、業務デジタル化の促進を柱に、W/P、O/P加工・組立ラインの整理統合や間接業務の合理化推進などによる直接・間接生産性の向上およびロボット化・自動化による省力化推進やIoT化推進による設備の維持管理体制を確立するべく、設備投資の効率化を進めます。更に、カメラ・AIの有効活用による目視検査業務の削減・標準化による品質の向上に取り組みます。

③ ESG経営の取組み

CO2排出削減に関し、2019年度比13%削減を達成するべく、各種データのIT化をすすめ、手書きからデジタル化による活用範囲の拡大に取り組めます。また、ペーパーレス化の推進、オイルレス化などによる廃棄量の削減、コンプレッサー使用率低減活動など各種省エネ活動の推進に取り組んでまいります。何よりも安全を最優先した職場改善、特に重筋対策を進める等安心・安全の職場づくりに努めてまいります。

TBKグループの一員として、「第15次中期経営計画」の目標達成のため、上記取り組みの着実かつ迅速な展開をはかるとともに、事業基盤の更なる強化に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第54期 2020年3月期	第55期 2021年3月期	第56期 2022年3月期	第57期 (当期) 2023年3月期
生産高(千円)	9,340,679	8,607,570	10,085,993	9,461,562
売上高(千円)	9,368,678	8,465,565	10,156,075	9,499,697
当期純利益(千円)	△19,172	116,949	155,738	△144,775
1株当たり当期純利益	△31.95円	194.92円	259.56円	△241.29円
総資産(千円)	3,705,687	3,947,404	4,038,104	3,607,158
純資産(千円)	1,859,209	1,978,470	2,028,928	1,852,782
1株当たり純資産額	3,098.68円	3,297.45円	3,381.55円	3,087.97円

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社への 出資比率	主要な事業内容
株式会社TBK	4,617百万円	100.0%	各種自動車用・産業機械用のブレーキ、 水ポンプ・油ポンプ・電動ポンプ、 エンジン関連部品の製造販売

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

(6) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

各種自動車用・産業機械用のブレーキ部品、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売。

(7) 主要な営業所および工場(2023年3月31日現在)

名称	所在地
本社工場	福島県石川郡玉川村
東工場	福島県石川郡玉川村

(8) 使用人の状況(2023年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数
166(138)名	+4(+1)名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社大東銀行	19,179千円
株式会社常陽銀行	17,500千円
株式会社東邦銀行	6,029千円
株式会社日本政策投資銀行	45,000千円

(10) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	滝口 利久	株式会社T B K執行役員
取締役	岸 高明	株式会社T B K代表取締役会長
取締役	尾方 馨	株式会社T B K代表取締役社長
取締役	佐藤 勉	株式会社T B K執行役員 ティービーアール株式会社代表取締役社長
取締役	八賀 利久	株式会社T B K執行役員 日本地域・品質統括, 株式会社T B K福島工場長
監査役	深谷 達大	株式会社T B K常勤監査役

以上

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,153,575	流 動 負 債	1,172,216
現金及び預金	235,025	支払手形	222,139
売掛金	839,280	買掛金	673,241
棚卸資産	692,766	一年以内に返済予定の長期借入金	30,004
前払費用	2,999	リース債務	6,391
未収入金	56,708	未払金	29,787
未収還付法人税等	26,707	未払費用	85,553
短期貸付金	300,000	未払消費税	14,051
その他	87	預り金	5,299
		賞与引当金	60,656
		設備関係支払手形	45,091
固 定 資 産	1,453,583		
〔有形固定資産〕	1,363,240	固 定 負 債	582,159
建物	224,948	長期借入金	57,704
構築物	12,505	リース債務	10,611
機械及び装置	976,617	退職給付引当金	512,691
車両運搬具	0	資産除去債務	1,152
工具、器具及び備品	57,137		
土地	13,287	負 債 合 計	1,754,376
建設仮勘定	78,745		
		純 資 産 の 部	
〔無形固定資産〕	2,426	株 主 資 本	1,852,589
ソフトウェア	621	資 本 金	300,000
電話加入権	1,805	利 益 剰 余 金	1,552,589
		利益準備金	75,000
〔投資その他の資産〕	87,915	その他利益剰余金	1,477,589
投資有価証券	16,025	固定資産圧縮積立金	5,479
関係会社株式	37,456	特別償却準備金	-
差入敷金保証金	203	繰越利益剰余金	1,472,109
長期前払費用	3,041	評 価 ・ 換 算 差 額 等	192
繰延税金資産	31,189	その他有価証券評価差額金	192
		純 資 産 合 計	1,852,782
資 産 合 計	3,607,158	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,607,158

損 益 計 算 書

2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,499,697
売 上 原 価		9,389,810
売 上 総 利 益		109,886
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		117,890
営 業 損 失 (△)		△8,003
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	5,907	
助 成 金 収 入	2,230	
そ の 他	18,341	26,478
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	726	
そ の 他	62	788
経 常 利 益		17,686
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	599	599
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	86	86
税 引 前 当 期 純 利 益		18,199
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△2,417	
法 人 税 等 調 整 額	165,392	162,974
当 期 純 損 失 (△)		△144,775

株主資本等変動計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金				
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	300,000	75,000	5,836	-	1,647,128	2,027,965
事業年度中の変動額						
利益準備金の積立						-
固定資産圧縮積立金の取崩			△356		356	-
特別償却準備金の取崩						-
剰余金の配当					△30,600	△30,600
当期純損失(△)					△144,775	△144,775
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計			△356		△175,019	△175,375
当期末残高	300,000	75,000	5,479	-	1,472,109	1,852,589

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	963	963	2,028,928
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△30,600
当期純損失(△)			△144,775
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△770	△770	△770
事業年度中の変動額合計	△770	△770	△176,146
当期末残高	192	192	1,852,782

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外

定額法

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

リース資産以外

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会計計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式総数 普通株式 600,000株

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (単位：千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月14日 定時株主総会	普通株式	30,600	51	2022年3月31日	2022年6月14日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当する事項はありません。

4. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告 書

私監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿およびこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果


- ① 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月18日

東京精工株式会社

監査役 深谷達夫 

以上のとおりであります。

2023年6月13日

東京精工株式会社

代表取締役社長 滝口 利久

取締役 岸 高明

取締役 尾方 馨

取締役 佐藤 勉

取締役 八賀 利久

監査役 深谷 達大

第 40 期 報 告 書

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
監 査 役 監 査 報 告 書

ティービーオール株式会社

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国内経済は、新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、徐々に規制が緩和され経済活動が正常化しつつあるものの、ウクライナ情勢の悪化の影響等による世界的な資源価格の高騰、さらには欧米との金利格差拡大を主因とする急激な円安の進行に伴い、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループの関連するトラック製造業界は、世界的な半導体不足などによる生産遅れの影響で供給が滞ったことにより、普通トラック(積載量4トン以上)の国内登録台数は、55,042台と前年度比22.8%の減少となりました。一方で、アセアン向けを中心とした輸出は、回復基調にあり堅調に推移いたしました。他方で、中国では新型コロナウイルス感染再拡大に伴う経済活動の抑制の影響等により、厳しい状況が続きました。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,266百万円となり、営業利益は31百万円、経常利益は36百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は136百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当事業年度中に完成した主要設備

A D C 鋳造部門	ランナー加圧装置購入
F C 加工部門	センタードラム加工用 縦N C 旋盤、立型マシニングセンター購入
	ベアリングハウジング加工用2軸N C 旋盤購入
環境改善	A D C 浸漬ヒーター購入
	B棟ベアリングハウジング用スポットバズーカ購入(暑さ対策)
	BMDショット工程スポットエアコン更新
	厚生棟更衣室 空調更新
	第10変電室 動力トランス老朽更新

② 当事業年度において継続中の主要設備

A D C 加工部門	自動搬送用ロボット購入
F C 加工部門	レーザー印字機購入
	縦型マシニングセンター購入

環境改善	第6変電室 動力トランス老朽更新 C棟コンプレッサー室ドライヤー老朽更新 C棟ターボコンプレッサー購入 スラッジバキューマー購入 B棟工場循環水冷却塔老朽化更新
------	--

- ③ 当事業年度に実施した主要な固定資産の売却、撤去、滅失
- 横型タッピングセンター老朽による廃却
 - ノコ盤 老朽による廃却
 - 縦型マシニングセンター売却（グループ間転用）
 - NC旋盤売却（グループ間転用）
 - フォークリフト老朽による廃却
 - 厚生棟ロッカー暖房設備 老朽更新による廃却

（3）対処すべき課題

当社は、当社グループの「第15次中期経営計画」に沿って、大きな事業環境変化にも対応し、生き残るための改革を推し進めております。

当社の事業計画として「社会にとって必要とされる企業であり続ける」をテーマに、全員参加の高品質・高効率な生産基盤づくりに取り組むとともに、脱炭素社会へ向けた諸施策を重要課題と捉え、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

下記に挙げました3項目を重点方針とし、さらなる競争力の強化と企業価値の向上を目指し、当社グループの一員として全社員の総力を挙げて業績の向上を図るべく推進してまいります。

1. ESG経営の取組み

（1）地球にやさしいモノづくり

- ① 業務の改善と省エネ設備への更新でのCO₂発生量の削減
- ② 燃料の置換によるCO₂発生量の削減
- ③ 切削液の長寿命化改善と濾過による廃棄物の削減

（2）健康で働きがいのある職場づくり

- ① 安心安全な職場づくり
- ② 健康経営優良法人の継続取り組み

2. 企業価値の向上

（1）安定した収益の確保

- ① スマートファクトリーへの挑戦（デジタル化の促進）
- ② 生産の最適化
 - ・受注に見合った生産ラインの再構築
 - ・ラインの統廃合による固定費の削減
 - ・生産性向上改善の実施

【別紙】

③ 鋳造の採算性向上

- ・電気炉 築炉作業の内製化、コールドBOX中子の内製化

(2) 品質の向上

① 品質の改善（品質ロス削減）

- ・得意先納入不具合の撲滅
- ・内製品不良の削減

3. 新領域への挑戦

(1) 新規事業戦略

① GDCアルミ鋳造ライン設置、立上げ

(2) 省人化への取り組み

① ロボット化、DX化

(3) コア事業の高付加価値製品へのシフト

① EV化＝軽量化⇒アルミ特殊キャスティング

- ・薄肉、高剛性、高气密性、展延性
- ・1個取り→2個取り

(4) 財産および損益の状況の推移

区分	第37期 2020年3月期	第38期 2021年3月期	第39期 2022年3月期	第40期 (当期事業年度) 2023年3月期
生産高(千円)	5,733,239	5,028,429	5,676,204	5,255,334
売上高(千円)	5,731,970	5,062,110	5,651,183	5,266,626
当期純利益(千円)	△183,978	△1,309,160	267,364	△268,035
1株当たり 当期純利益(円)	△18,397.88	△130,916.06	9,087.84	△9,110.65
総資産(千円)	4,459,589	2,891,296	2,843,679	2,700,093
純資産(千円)	857,791	△451,369	786,995	436,436
1株あたり純資産額 (円)	85,779.14	△45,136.92	26,750.35	14,834.70

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社への出資比率	主要な事業内容
株式会社TBK	4,617百万円	100.0%	各種自動車用・産業機械用のブレーキ、水ポンプ・油ポンプ・電動ポンプ、エンジン関連部品の製造販売

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

各種自動車用・産業機械用のブレーキ部品、ポンプ部品、エンジン関連部品の製造販売。

(7) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

名称	所在地
本社	山形県鶴岡市

(8) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減数
235 (71) 名	△1 (△10) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社TBK	630,000千円
株式会社荘内銀行	126,200
株式会社きらやか銀行	73,324

(10) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 勉	株式会社TBK執行役員
取締役	岸 高明	株式会社TBK代表取締役会長
取締役	尾方 馨	株式会社TBK代表取締役社長
取締役	滝口 利久	株式会社TBK執行役員、東京精工株式会社代表取締役社長
取締役	八賀 利久	株式会社TBK執行役員
監査役	深谷 達大	株式会社TBK常勤監査役

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	905,692	流 動 負 債	763,590
現金及び預金	48,163	支払手形	134,527
売掛金	414,063	買掛金	238,068
たな卸資産	385,354	短期借入金	40,000
前払費用	3,565	一年以内に返済予定の長期借入金	60,204
未収入金	53,771	リース債務	12,632
その他	773	未払金	89,733
		未払費用	44,557
		未払法人税等	9,072
		未払消費税	17,664
		預り金	6,373
		賞与引当金	77,717
		設備関係支払手形	33,037
固 定 資 産	1,794,400	固 定 負 債	1,500,065
〔有形固定資産〕	1,666,133	長期借入金	729,320
建物	404,159	リース債務	13,485
構築物	7,717	退職給付引当金	745,377
機械及び装置	230,204	資産除去債務	11,883
車両運搬具	3,982		
工具器具及び備品	47,780		
土地	659,000		
建設仮勘定	313,289		
〔無形固定資産〕	4,002	負 債 合 計	2,263,656
ソフトウェア	2,579		
電話加入権	1,422	純 資 産 の 部	
〔投資その他の資産〕	124,264	株 主 資 本	416,190
差入敷金保証金	2,227	資 本 金	300,000
長期前払費用	4,266	資 本 剰 余 金	199,384
繰延税金資産	117,771	資本準備金	75,000
		その他資本剰余金	124,384
		利 益 剰 余 金	△83,193
		利益準備金	69,000
		その他利益剰余金	△152,193
		固定資産圧縮積立金	2,911
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	△185,105
		評価・換算差額等	20,245
		土地再評価差額金	20,245
資 産 合 計	2,700,093	純 資 産 合 計	436,436
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,700,093

【別紙】

損益計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		5,266,626
売 上 原 価		4,998,568
売 上 総 利 益		268,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		236,589
営 業 利 益		31,467
営 業 外 収 益		
助 成 金 収 入	3,247	
そ の 他	5,079	8,326
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,306	
そ の 他	14	3,321
経 常 利 益		36,473
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	343	343
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 減 損 損 失		
税 引 前 当 期 純 利 益		36,816
法人税、住民税及び事業税	△22,149	
法 人 税 等 調 整 額	327,001	304,852
当 期 純 利 益		△268,035

株主資本等変動計算書

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				繰 越 利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	300,000	75,000	124,384	69,000	3,300	0	30,000	165,064	766,749
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-
利 益 準 備 金 の 積 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-	-	△389	-	-	389	-
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩	-	-	-	-	-	△0	-	0	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	-	△82,523	△82,523
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	△268,035	△268,035
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△389	△0	-	△350,169	△350,558
当 期 末 残 高	300,000	75,000	124,384	69,000	2,911	-	30,000	△185,105	416,190

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	20,245	20,245	786,995
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	-	-	-
利 益 準 備 金 の 積 立	-	-	-
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	-	-	-
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	△82,523
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	△268,035
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△350,558
当 期 末 残 高	20,245	20,245	436,436

【別紙】

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
- ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額が10万円以上、20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上をしております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。なお、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数

普通株式 29,420株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月14日 定時株主総会	普通株式	82,523	2,805	2022年3月31日	2022年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当する事項はありません。

IV. その他の注記.

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております

監査報告書

私監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月18日

ティーピーアール株式会社

監査役 森谷 達大 